

建築物等における地域産木材の利用方針

平成26年7月1日

最終変更 令和4年9月2日

近江八幡市

第1 方針の作成に当たって

1 建築物等における木材の利用の意義

森林は、木材生産機能とともに、水源かん養、山地災害防止、保健休養等の公益的機能を有し、私たちの生活に欠かすことのできない重要な資源である。

とりわけ、昭和40年代以降は全国的に、スギ、ヒノキの植林が進み、これらの人工林資源の多くが、育成の段階を終え木材として利用できる段階となりつつあることから、利用を前提とした森林整備が、森林の保全・管理を適切に推進していく上での重要な課題となっている。こうした状況の中で、森林から生産される木材は、調湿性や断熱性に優れた人や環境に優しい資材であるとともに、再生可能なバイオマス資源であることから、住宅等の建築用材や燃料用材として利用することはもちろんのこと、地域の林業や木材産業の活性化による雇用拡大、地域経済の振興に資するものであることなど、木材利用には大きな意義がある。

2 建築物における木材の利用の背景

国においては、「我が国の社会構造をコンクリート社会から木の社会へ転換する」との考え方のもと、平成21年12月に「10年後の木材自給率50%」を目指す「森林・林業再生プラン」を公表し、住宅や公共建築物等への木材利用の推進を図ってきた。

とりわけ、公共建築物における木材の利用は直接的効果だけではなく、公共建築物以外の住宅等の一般建築物における木材の利用の促進への波及効果が期待できることから、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「公共建築物等木材利用促進法」という。）が制定され、これに基づく基本方針が平成22年10月に策定された。この基本方針では、公共建築物において非木造化を指向してきた過去の考え方から、可能な限り木造化又は木質化を図るとの考え方へ大きく転換している。（注1）これを受けて、国土交通省では官庁施設の営繕に当たって必要となる木造施設の設計に関する技術的事項及び標準的手法を定め、官庁施設の設計の効率化に資するとともに必要な性能の確保を図ることを目的として、「木造計画・設計基準」を平成23年5月に制定した。その後、令和3年10月には公共建築物等木材利用促進法が「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（以下「法」という。）に改正施行され、法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大するとともに、法第10条第1項の規定に基づく、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）が定められた。

一方、滋賀県では、平成10年の「滋賀県木材利用推進連絡会議」の設置や、平成16年4月の琵琶湖森林づくり条例の制定、平成17年1月の「琵琶湖森林づくり基本計画」の策定とともに、平成22年3月の当基本計画の改訂では、「急がれる滋賀県産木材の安定供給体制の整備」を重要テーマの1つとして位置づけるなど、滋賀県産木材の利用促進に取り組み（注2）、平成24年2月には、国の基本方針

に基づき、公共建築物等木材利用促進法第8条に定める都道府県方針として、「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を策定した。その後、令和3年4月に、滋賀県産木材の一層の利用促進などの課題に対応するために、琵琶湖森林づくり条例を改正するとともに、第2期琵琶湖森林づくり基本計画において、「産業づくり～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～」を方針の1つとして位置づけ、法第11条に基づき令和4年5月に「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」を変更し「建築物における滋賀県産木材の利用方針」が定められた。

こうした公共建築物等における木材利用の促進に関する国や県の動向を踏まえ、本市においても公共建築物等の木造化並びに木質化を推進していくために、県が策定した「公共建築物における滋賀県産木材の利用方針」に準拠し、公共建築物等木材利用促進法第9条に定める市町村方針として、「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を平成26年7月1日に策定したが、国の基本方針の策定及び県の利用方針の変更をうけ、本市の建築物等の木造化並びに木質化を一層推進するため、法第12条に基づき「公共建築物等における地域産木材の利用方針」を変更し「建築物等における地域産木材の利用方針」を定める。

第2 木材利用促進の基本的方向

県が策定した「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に準拠し、木材の利用の目標並びに目標の実現に向けた取組を以下に示す。

なお、本市が定める地域産木材とは、広く滋賀県産木材とする。

1 木材の利用の目標

県が策定する琵琶湖森林づくり基本計画の基本指標である「県産木材の素材生産量」の目標に沿い、次の(1)～(4)のとおり、建築物の整備等において積極的な木材の利用を図る。

(1) 建築物

公共建築物については、できる限り木造化を図るとともに、内装等について木材の利用が適切である部分における木質化を促進することとし、木造化及び木質化を進めるに当たっては、積極的に地域産木材を活用する。(注3)

また、民間建築物における木材の利用が促進されるよう効果的な施策の推進に努める。

(2) 公共工事

公共工事においては、極力自然環境や生態系、景観に配慮した工法を進めていくため、木材の特性を生かせる施工箇所については、地域産木材を利用する工法を検討する。(注4)

(3) 物品

木材は環境にやさしい自然素材であり、繰り返し活用できる有効な地域資源であることから、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用を検討し、地域産木材を活用した木製品・紙製品の導入を進める。

(4) 木質バイオマスの有効利用

未利用となっている木質バイオマスを有効利用することは、低炭素社会の構築に寄与することから、木質バイオマスのエネルギー利用を進めると同時に新たな用途の開拓に努める。

2 目標の実現に向けた取組

地域産木材によって木材の利用を促進していくためには、供給や需要の各段階において様々な課題を抱えていることから、県が示す「建築物における滋賀県産木材の利用方針」に基づき、課題への対策について県と連携し木材の利用促進に取り組んでいく。

第3 木材の利用の促進のための体制

県関係機関等と連携して地域産木材の需要の拡大を図り、木材利用の促進がより円滑に進むよう体制の整備に努める。

(注1)

「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

[建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）の注釈を準用]

(注2)

「滋賀県産木材」とは、びわ湖材産地証明制度要綱（平成18年5月29日付け滋林緑第456号及び滋森保第473号）により定義された「びわ湖材」及び滋賀県内の森林において伐採された「びわ湖材」以外の木材をいう。

(注3)

「公共建築物」とは、法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物をいう。

法に基づき木材の利用を促進すべき公共建築物には、広く一般県民の利用に供される学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所等）、病院・診療所、運動施設（体育館、水泳場等）、社会教育施設（図書館、公民館等）、公営住宅等の建築物のほか、国又は地方公共団体の事務・事業又は職員の住居の用に供される庁舎、公務員宿舎等が含まれる。

なお、公共建築物の整備においては、国の基本方針第2の4の（3）の積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に準じる。

(注4)

経済性、現場条件、耐用年数及び施工上特に支障がある場合や、災害応急対策活動に必要な施設、危険物の貯蔵又は使用を目的とする施設及び文化財の保管又は展示をする施設等、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化又は木質化が適当でないと判断される場合はこの限りではない。なお、経済性については、環境効果や維持管理、解体廃棄等の経費も勘案して判断するものとする。